

## キラリ会規約

(名称・事業所の所在地)

第1条 本会は、「キラリ会」と称し、主たる事務所を滋賀県大津市梅林1-15-27におく。

(目的)

第2条 本会は、三日月大造氏の政治活動に必要な資金を継続的に確保並びに管理し、これからの日本の繁栄と国民生活の向上のために尽力する氏の政治活動を後援するとともに、あわせて会員相互が親睦を深め、研究・研鑽し、「夢と活力ある日本」をつくることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、研究会・講演会などの開催、研究資料・各種印刷物の発行並びに広報宣伝活動、その他必要な活動・事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、入会を希望する者をもって構成する。

(入会の手続き)

第5条 本会への入会手続きは、書類を持って行う。

(退会の手続き)

第6条 本会の退会手続きは、書類を持って行う。

(役員)

第7条 本会に、次の役員をおく。

会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名、幹事 若干名、会計責任者 1名  
会計監査 1名

(役員を選出及び任期)

第8条

- (1) 会長は総会において選出する。副会長以下の役員は会長の指名によるものとし総会の承認を得るものとする。
- (2) 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問および参与)

第9条 本会には、顧問及び参与を設けることができる。その選任については総会に諮り会長が委嘱する。

(総会)

第10条 総会は毎年1回の通常総会、その他必要に応じて開催する臨時総会とし、会長の選出、事業計画、予算並びに決算の承認を行い、会員全員を構成員とする。臨時総会は、役員会の議決により会長が招集し、総会においては会長がその議長となり、副議長は議長が指名する。

(役員会)

第11条 会長は、必要に応じて役員会を招集し、事業計画に則った事業を行う。その構成は第7条のとおりとする。

(議決)

第12条 総会および役員会の議決は出席者の過半数を要する。

(会計)

第13条

(1) 本会の経費は、会費、研修参加費、寄付金その他の収入をもって充当する。また、本会の会計年度は1年とし、毎年1月1日から12月31日までとする。

(2) 会計責任者は、本会の経理につき年1回会計監査による監査を受け、役員会に報告し、総会の承認を得なければならない。

(会費)

第14条 本会の会費は政治資金法を厳守し次のとおりとする。なお、納付された会費は理由の如何を問わず一切返却しない。

個人会員 年額一口 6,000円 (年間150万円を限度とする)

(規約の改廃)

第15条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補足)

第16条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則 本規約は平成15年10月24日から施行する。

附則2 本規約は平成16年9月1日に改正する。

附則2 本規約は平成31年3月1日に改正する。